中心市街地活性化の支援継続を求める意見書

本市においては、藤枝市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定を受け、重点的な支援のもと、活性化に取り組んでいるところである。

特に、戦略的中心市街地活性化支援事業補助金は、中心市街地における民間事業者、商店街振興組合等の活性化事業に対する貴重な支援となっており、この補助により民間主導の積極的な取組みを誘発し、本市活性化基本計画の目標指標を達成するなどの成果をあげている。

こうした中、平成24年6月7日の行政刷新会議の行政事業レビューにおいて、この補助金が「廃止」と評価されたところである。

中心市街地の活性化に関する法律では中心市街地活性化施策の実施は国の責務としても定められ、戦略的中心市街地活性化支援事業補助金は、その主要な支援施策となっており、本市のみならず、中心市街地活性化に積極的に取り組む全国の地方自治体にとり、官民連携して推進する上での必要不可欠な支援である。

よって、戦略的中心市街地活性化支援事業補助金の継続実施及び支援措置の拡充について強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年7月23日 静岡県藤枝市議会 議長 渡 辺 恭 男

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 殿 財 務 大 臣 安 住 淳 殿 経済産業大臣 枝 野 幸 男 殿